

令和5年3月1日

組合員・賛助会員各位

日本羽毛製品協同組合
事務局 片岡

ラベル使用規程集の一部規定改訂(ページ差し替え)について

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素は組合運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度も終わりが近づきつつありますが、先の理事会が2月16日に行われ下記の規定等について昨今の事情に応じた一部削除・修正・追加について決議されました。

つきましては新年度4月1日からの改定として当御案内に添付します下記該当ページへの差し替え(改訂版の差し込み)を行っていただきますよう宜しくお願い致します。

敬具

記

1. P10 ゴールドラベルの申請手続きについて(資料4)
申請手続き一部削除、製造者責任追加
2. P16 ゴールドラベル交付許諾申請書(様式1)
改定
3. P20 羽毛ふとんのリフォーム認定ラベル使用規定
第8条(8)追加

以上

(資料 4)

ゴールドラベルの申請手続きについて

申請手続

日羽協発行のゴールドラベル交付許諾申請書に諸事項を記載し、日羽協認定試験機関による組成混合率、かさ高性(ダウンパワー)、清浄度、酸素計数の4項目及び必要に応じて鳥種の試験成績書を添付の上、申請するものとする。

なお、提出する上記試験成績書は、6ヶ月以内のもので、原本を原則とする。

製造者責任

組合員は、P6 1. 充填羽毛(1)サンプリングで規定されているように、海外からの SHIPPING サンプルではなく、輸入したロットを代表する試料による試験成績証明書を添付し、P7 3. ふとんがわ地や、4. 表示についての諸条件も遵守する。

日羽協認定試験機関

日羽協認定試験機関は、「日本羽毛製品協同組合 ラベル使用規程集」のラベル申請に必要な試験成績書を発行する。

日羽協認定試験機関は、毎年実施される日羽協の認定基準に合格した登録所在地の試験機関であり、日羽協ホームページに公表する。

日羽協認定試験機関一覧

(2021年4月1日現在)

一般財団法人 カケンテストセンター

京都検査所

京都市中京区西ノ京原町 67-1 TEL. 075-802-7272 FAX.075-802-7282

一般財団法人 ボーケン品質評価機構

東京試験センター

東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1380 FAX.03-5669-1404

一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター (QTEC)

東日本事業所 名古屋試験センター

名古屋市北区辻本通 1-59 TEL.052-602-8520 FAX.052-916-8512

ゴールドラベル交付許諾申請書

日本羽毛製品協同組合 御中

住 所 _____

社 名 _____

代表者名 _____ 印

羽毛ふとんの「ゴールドラベル」の交付を、下記のとおり申請いたします。

1. ラベルの種類
- ・プレミアムゴールドラベル
 - ・ロイヤルゴールドラベル
 - ・エクセルゴールドラベル
 - ・ニューゴールドラベル

2. ラベルの使用予定数量

(プレミアムゴールドラベル : 100 枚単位) _____ 枚

(ロイヤルゴールドラベル : 100 枚単位) _____ 枚

(エクセルゴールドラベル : 100 枚単位) _____ 枚

(ニューゴールドラベル : 100 枚単位) _____ 枚

3. 使用する羽毛原料のロット数量 _____ kg

4. 対象製品 羽毛ふとん

ダウン率 (%) 95%・93%・90%・85%・80%・70%・60%・50%

5. 運針数 () 針 / 3 cm

6. ラベル使用予定期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月

7. ラベル送付先 住 所 _____

電 話 _____

担当者 _____

(注) ① 1項並びに4項は、該当欄を○で囲んでください。

② 試験成績証明書(6ヶ月以内のもの)を添付してください。

オプション / 穴 (有・無) 金糸 (有・無)

追加料金 穴有り 1円/枚 (ニューゴールドは全て穴有り)

ニューゴールドラベルの金糸糸付け 2円/枚

ニューゴールドラベル以外の金糸有り

金糸糸付け 5円/枚、金糸別添え 2円/枚

インターネット、カタログ等に掲載する場合には、日羽協の許可を得た上で
行うものとする。

- (3) 認定証及びリフォーム認定ラベルは第三者に譲渡してはならない。
- (4) リフォーム認定ラベルを使用した羽毛ふとんについては、ラベルの交付を
受けた者がすべて責任を負うものとする。
- (5) リフォーム認定ラベルには、交付を受けた者の事業者名を表示するものと
する。ただし、OEM 生産などにより相手先企業名を表示する場合には、
申請組合員企業がその商品の責任を負う旨の文書を提出するものとする。
- (6) リフォーム認定ラベルは、それぞれのリフォーム品に縫い付けを行うものとする。
- (7) 認定証及びリフォーム認定ラベルの交付を受けた者が、次の何れかに該当
するに至ったときは、認定証及び手元に残っているリフォーム認定ラベルの
すべてを遅滞なく日羽協に返還しなければならない。
 - ①日羽協を脱退したとき。
 - ②事業を廃止したとき。
 - ③違反に対する調査を著しく妨げたとき。
 - ④本規定に違反したとき。
 - ⑤認定証及びリフォーム認定ラベルの変造又は模造して使用したとき。
 - ⑥その他日羽協が必要と認めたとき。
- (8) 認定証の交付を受けた後、申請書4.リフォーム事業に必要な機械設備と
管理内容に変更が出た場合は、すみやかに変更内容を申請書に記入し
日羽協に再申請を行ななければならない。
 1. 工場名、住所
 4. 洗浄機械設備（契約クリーニング工場の変更を含む）、乾燥設備、
スチーム設備なお、次の項目の変更の場合は同様に記入の上で日羽協に届出を行わ
なければならない。
 4. 充填設備、羽毛計量器

違反者に対する措置

第9条 日羽協は、認定証及びリフォーム認定ラベル使用者が本規定に違反した場合、
次の措置を行うことができる。

- (1) 認定証及びリフォーム認定ラベルの使用及び交付の停止。
- (2) 違反行為により直接又は間接的に日羽協に与えた損害への賠償請求。
- (3) 違反事実の公表。
- (4) 始末書の徴集。
- (5) 違反行為により始末書を提出し、期間内（1年間）に、再度違反を認め
られたときは、3年間以上組合活動の停止、又は除名勧告。
- (6) その他、日羽協が必要と認める措置。